

新型コロナウイルス感染症の影響により納付困難な方に対する主な支援策

債権名	支援策	内 容	件数・金額
市税	納税の猶予	給与が大幅に減少又は事業継続が困難となった等の事情により市税の納付が困難となった方に対して、無担保かつ延滞金なしで納税を猶予	760 件 3,493,623 千円
	減免	所得の大幅な減少が見込まれる方などに対する個人市民税の減免の実施	
国民健康保険料	減免	一定の収入減少等の要件に該当する場合に、保険料の減免を実施	1,627 世帯 3,076 件 329,686 千円
介護保険料	減免	一定の収入減少等の要件に該当する場合に、保険料の減免を実施	140 件、9,517 千円
後期高齢者医療保険料	減免	一定の収入減少等の要件に該当する場合に、保険料の減免を実施	39 件
水道料金	減額	水道の基本料金を 2 か月分免除	
上下水道料金	支払猶予	上下水道料金の支払いが困難な世帯・事業者等に対する支払猶予	897 件 46,893 千円 (水道料金 26,067 千円、下水道使用料 20,826 千円)
使用料・貸付料	支払猶予	市の施設を借り受けて事業を行っている方が、使用料・貸付料の支払いが困難である場合に、その支払いを猶予	
	減免・還付	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために休館した施設について、休館期間中の使用料・貸付料を減免・還付	
その他	徴収の猶予	事業の休廃止、著しい損失等により納付が困難となった方に対する納付の猶予（強制徴収債権）	
	履行延期の特約	災害等により支払いが困難となった方に対する支払の猶予（非強制徴収債権）	
	納付誓約による分割納付	法令又は条例による猶予の要件に該当しない場合の、実務上の取扱いによる納付の猶予	

※ 件数・金額は令和 2 年 6 月末時点。